

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案  
令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に掲げる者とみなす。

（理 由）

水道法施行規則の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。